

## 令和6年度食品衛生親子体験事業開催要領

### (目的)

第1 長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第76号）第12条の規定により、行政が行う食品の安全性確保業務や食品関連事業者の食品製造現場等の見学及び意見交換を通じて食品の安全性の確保に関する情報を共有し、親子で食品の安全性に関する知識と理解を深めることを目的とする。

### (開催等)

第2 開催方法については次のとおりとする。

- (1) 開催場所は、長野食肉衛生検査所及び開催計画のある保健福祉事務所とする。
- (2) 開催時期は、小中学校の夏季休暇中である7月から8月とする。
- (3) 開催日時、応募人数等は所属長が決定し、健康福祉部食品・生活衛生課長あて別紙1により、令和6年7月1日（月）までに報告すること。

### (事業内容)

第3 食品衛生親子体験事業（以下、「体験事業」という。）において情報提供、意見交換する食品の安全性確保に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 食肉衛生検査所
  - ア 食肉衛生検査所の業務について（検査室等での体験も含む）
  - イ 安全な食肉の生産に関する取組みについて
  - ウ 食肉を生あるいは加熱調理不足で食べるリスクについて
  - エ その他必要な事項
- (2) 保健福祉事務所
  - ア 食品衛生監視員の業務について
  - イ 食中毒防止の取組みについて
  - ウ その他必要な事項

### (参加者の募集等)

第4 体験事業の参加者の募集方法等は以下のとおりとする。

- (1) 県は、体験事業の開催予定等を長野県ホームページに掲載するほか、プレスリリースを行う。なお、プレスリリースの予定は6月～7月上旬とする。
- (2) 食肉衛生検査所及び保健福祉事務所は、各所ホームページに掲載（長野県ホームページへリンクさせる）するほか、市町村広報、有線放送、地方紙などを活用し、広く募集を行う。

### (応募資格及び応募方法)

第5 応募資格及び応募方法は以下のとおりとする。

- (1) 応募資格は、原則小学校4年生以上中学3年生以下の児童・生徒及びその保護者とし、体験事業を行う場所まで来ることのできる者とする。

- (2) 応募期間は開催日のおおむね2週間前までとし、定員になり次第応募を締め切るものとする。
- (3) 体験事業に参加を希望する者は、食品衛生親子体験事業応募用紙（様式第1号）に住所、氏名、年齢、連絡先電話番号、応募の理由等を記入し、応募期間中に参加を希望する食肉衛生検査所若しくは保健福祉事務所に提出（持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等）する。（長野県ホームページからの応募については、様式第1号の記載事項と同じ項目を入力するものとする。）

（応募者への通知及び体験事業の開催通知）

- 第6 食肉衛生検査所長及び保健福祉事務所長は、体験事業への応募締め切り後、速やかに応募者へ体験事業への参加の可否について通知する。
- 2 食肉衛生検査所長及び保健福祉事務所長は、体験事業への参加を決定した者に体験事業の開催について通知する。
- 3 今後の感染症のまん延状況等により強い感染対策を検討する場合があることや、感染状況により急遽中止となる場合があることを事前に周知する。

（参加者アンケート）

- 第7 体験事業参加者に食品衛生親子体験事業参加者アンケート用紙（様式第2号）の記入を依頼するものとする。

（実施報告）

- 第8 食肉衛生検査所長及び保健福祉事務所長は、実施した体験事業の事項について、食品衛生親子体験事業実施報告書（様式第3号）により健康福祉部食品・生活衛生課長あて報告すること。

（費用負担）

- 第9 参加に要する交通費は、県は負担しない。

（その他）

- 第10 と殺、解体に関する映像や写真を資料として使用する際には、十分に参加者への配慮を行うこと。